

第2次 和歌山県後期高齢者医療広域連合障害者活躍推進計画

機関名	和歌山県後期高齢者医療広域連合
任命権者	広域連合長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
和歌山県後期高齢者医療広域連合における障害者雇用に関する課題	和歌山県後期高齢者医療広域連合は、和歌山県内の市町等からの派遣職員19名、広域連合が直接任用している会計年度任用職員数名、計20名程度の小規模な特別地方公共団体であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 組織の特殊性から、職員が他機関からの出向者で占められており、会計年度任用職員の新規採用を行っていないため、今後も相当期間採用を行わないことが見込まれる。
目標	
1. 採用に関する目標	○和歌山県後期高齢者医療広域連合は、人員規模が小規模であり、法定雇用障害者数が1人に満たず、他機関からの派遣職員のみで構成されている現状であるが、派遣職員以外の職員を任用するに当たっては、適正な募集・採用等を行う。
2. 定着に関する目標	なし ※障害者である職員の採用等があった際には、定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を総務課総務班に設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規採用職員及び中途障害者として身体障害者となった職員から、高齢化等により従来の業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。 ○相談窓口への相談のほか、局長面談及び人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○令和2年度から「和歌山県後期高齢者医療広域連合障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する方針」を定め、障害者就労施設等からの調達金額について、前年度を下回らないことを目標として取り組み、会計年度終了後、調達の実績を公表する。